

令和2年度第3回交野市放課後児童会運営委員会 会議録

日 時 令和3年2月6日（土）午前10時00分開会

場 所 青年の家2階 会議室

出席委員 江田会長、有山副会長、伊賀委員、田村委員、平田委員、中西委員、
長谷川委員、高亀委員、井上委員、山口委員、鈴木委員、勝田委員、
吉本委員、川村委員、和久田委員

事務局 竹田生涯学習推進部長、本多生涯学習推進部次長、木村青少年育成
課課長、岡本青少年育成課課長代理、中島係長、大末、乾口、伊藤

傍聴者 3名

【内 容】

1 開会

2 部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 案件

（1）交野市放課後児童会の今後のあり方について

（2）その他

5 閉会 午後0時00分

事務局 それではこれより案件に移りたいと思います。会則第6条により議長は会長が務めることとなっておりますので、江田会長よりしくお願いいたします。

会長 はい。では議事に移る前に本日の委員の出席状況について、事務局より報告をよろしくお願いします。

事務局 はい。本日の委員の出席状況は委員17名中14名の出席で、交野市放課後児童会運営委員会会則第6条第2項により、過半数を超えておりますので、本運営委員会が成立していることをご報告いたします。

会長 はい。ありがとうございます。次に本日の会議ですが、交野市会議の公開に関する指針というものがあります。それに基づいて公開となっております。本日3名の傍聴希望者がございます。入室に対してご異議はございますでしょうか。

＜ 「異議なし」の声 ＞

会長 ありがとうございます。それではご異議がないようですので、入室をよろしくお願いします。それでは案件1 交野市放課後児童会の今後のあり方について、事務局より説明をお願いします。

事務局 おはようございます。青少年育成課の中島です。よろしくお願いします。それではお手元に放課後児童会事業の今後のあり方及び民間活力の導入の検討についてという資料とあわせまして、民間活力導入抽出フローと表題のついたものをお配りさせていただいているかと思っておりますので、お手元の方にご準備下さい。すみません。座らせていただいて、ご説明させていただきます。

部長の方からも挨拶にもありましたが、前回素案の案ということでご提案させていただいたところでございますが、色々なご意見を頂戴しまして、本来であればこちらを先にお見せして、具体的にどうだったのというところの検討の部分をお示しさせていただければ良かったのですが、そちらの方については、事務局がどういったかたちで考えさせていただいていたのかをご

説明させていただきます。それにあたりまして、まず放課後児童会がどういったものなのか、皆様ご存知のところ多分にあるかと思いますが、もう一度整理ということでご説明させていただきます。

1 ページ目の1 番です。放課後児童健全育成事業と言われる部分の事業体になっております。こちらにつきましては、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働や病気などで、家庭で児童の見守りができない場合に児童が安心、安全に過ごせる場の提供という事業になっております。放課後健全育成事業というところが、いわゆる放課後児童会と言われるところになっております。実際に（2）のところですが、放課後児童会で提供される支援の内容です。先ほどからお伝えしているとおり、安全の確保や遊びの場の提供、また児童の社会性や創造性といったところの部分、また家庭との連絡等々児童の健全育成の部分について、必要な活動をする場というふうになっております。交野市におきまして、入会資格等の取扱いについてというところで整理させていただいております。まず対象児童ですが、本市に居住する小学校又は特別支援学校小学部の1 年生から6 年生までが対象となっております。先ほどお伝えしましたとおり、保護者が労働、疾病等の理由で保護を受けられない児童が対象となっております。その他市長が入会する必要があると認めた場合におきましては、その児童につきましては、入会資格が出てくるということになっております。細かいところでいきますと、入会資格における労働とは、月のうち14 日以上就労する状態が3 か月以上継続しているということが条件となっております。1 年生については午後2 時まで、2 年生以上については午後3 時までの就労が必要になっております。その他疾病については書かれておりです。

続きまして（2）開会時間についてです。今後のあり方の部分でも、今回時間延長というところもお示しをさせていただいたと思いますが、現状を整理させていただいたところです。月曜日から金曜日までは午後1 時から午後6 時30 分まで、小学校の短縮授業日は、授業終了時刻から午後6 時30 分までが開会時間となっております。土曜日、第4 土曜日を除きますが、また小学校の休業日いわゆる夏休み、冬休みの長期休業中につきましては、午前8 時30 分から午後6 時30 分までとなって

おります。なお、午前8時から8時30分までは早朝見守りというかたちで受け入れできる体制をとらせていただいております。

続きまして2ページ目（3）ですが、開会しない日というところでございます。まず日曜日は開会しておりません。続きまして第4土曜日も開会しておりません。また国民の祝日、お盆休み、年末年始その他必要と認められる場合につきましては、休業というかたちで開会をしないということになっております。続きまして会費及び育成活動費、いわゆるおやつ代教材費というところですが、まず会費の部分でございます。こちらにつきましては、単純に利用料と考えていただければわかりやすいと思いますが、そちらにつきましては月額5,000円となっております。2人目からは1人につき月額2,500円の半額という対応をさせていただいております。児童会の経費として徴収させていただいております。生活保護世帯、就学援助受給世帯につきましては、減免させていただいている状況でございます。育成活動費につきましては月額3,000円となっております。こちらにつきましては、振込手数料の10円は保護者負担として加算されたかたちでの徴収となっております。こちらにつきましては、減免制度がなく、全児童が対象となっております。続きまして会費の減免というところですが、先ほどご説明させていただきましたとおり、生活保護世帯、就学援助受給世帯につきましては、全額免除というかたちをとらせていただいております。災害等によりまして、会費の納付が困難な世帯につきましては、市長が別に定める額となっております。

続きまして、1児童あたりの職員の体制という部分で支援体制ということでまとめさせていただいた部分です。放課後児童会指導員につきましては、1児童会あたり2～5名というところで配置させていただいております。こちらにつきましては、会計年度任用職員いわゆる今までの非常勤職員という身分でございます。次に放課後児童会補助員というところが、人数又は障がい児加配指導員ということで、必要数を配置させていただいております。またフリーの指導員ということで代替えの部分の指導員も含めまして、補助員というかたちでこちらも会計年度任用職員になりますが、いわゆる今までの臨時職員、アルバイトという表現をさせていただいていた身分でございます。現

在、指導員４１人、障がい児・加配指導員３４人、フリー指導員５０人程度の登録をいただいております。

続きまして３ページでございます。前回の素案でも一部資料として提示させていただいたところですが、併せてご説明させていただきたいと思います。放課後児童会の現状と課題という部分でございます。まずは（１）入会児童数及び指導員数の推移というところで、前回もご説明させていただいたとおり、平成２０年から令和２年度につきまして、在籍児童数が増加傾向にあり、それに伴いまして指導員の方も増やしてきたということを表したグラフです。また、前回少しご説明させていただいたのですが、今後の入会児童数の推計というところで独自の推計をさせていただいておりますが、具体的にはこのように推計させていただいた数字がございます。こちらの数字ですが、令和７年度、８年度の人数が減っているように見えるグラフとなっております。今後減っていくのかというところですが、こちらにつきましては確実に増えます。では、何故ここが減っているのかご説明を先にさせていただきます。これは何の数字を基にしているかと言いますと、いわゆる保育所を利用している方の人数をベースに推計をさせていただいております。ですので令和２年度につきましては、推定数９００人と書かせていただいております。今年度当初の入会受付人数が８９８人ということで、ほぼイコールの数となっております。令和７、令和８につきましては０歳児、１歳児ということで表現させていただきますとわかりやすいと思いますが、まだ保育所を利用されていないというところになってきます。ですのでいわゆる３歳児に該当する令和６年度のところがほぼ育休が終わって、お仕事に復帰されている可能性が高い年齢層ということになってきますので、３歳児であるところの令和６年が一番ピークとなっております。ですので、来年度推計を改めてさせていただいた時には、令和７年が若干増えてくる、同じように令和８年には３歳児相当になってきますので、上がってくるということになってきます。そういったところでいきますと右肩上がりの推測ができます。今後は１００人から１５０人、多ければ２００人程度増える可能性があるのではないかと見込みができるグラフだと考えていただければと思います。３ページ下の部分のご説明になるのですが、今後星田北の開発も予定されておりますし、

私部南等各地で宅地開発が予定されておりまして、実際埋め立てて工事もされているところもございます。そういったところで一部の地域におきましては、転入されてくる方の予測はされておりますので、そこについては学校に通う児童が増えてくるだろうと思われます。ただ少子高齢化となってきますので、児童全体としては、やはり減ってくる傾向にあるだろうというところでございます。素案の方でも説明させていただきましたが、放課後児童会の入会児童については、上のグラフのとおり右肩上がりで、児童が減ったとしても児童会を使う子どもについては、増えていくだろうというような推測でございます。ですので、こういったかたちで受入が可能かどうかというところもポイントになってきますが、一部の地域では児童が減っている、いわゆる母数も減ってくるということにもなりますので、全体として増えるのですが、一部の小学校については減ってくるであろうということになりますので、質の部分につきましても多様なニーズに対応していかなければいけないというところの部分もポイントになってくるところでございます。

続きまして、4ページでございます。(3)現状における課題というところでございます。素案でも一部ご説明させていただいたところですが、まずは指導員の確保というところでございます。従前から必要な指導員数が働き手不足等により、雇用の確保が困難な状況が続いておりました。また、今後利用者が増える見込みがある中では、配置調整が困難な状況になるという推測がなされているところでございます。また2番目としまして研修体制というところですが、毎月のように指導員の研修はさせていただいておりますが、専門的な部分についてはなかなか十分な対応ができていないのではないかとこのところもございますので、そういったところに課題があるのではないかとこのところでございます。また指導員の処遇ですが、会計年度任用職員という新たな制度になりまして、身分上報酬額に上限がありますので、制度上どうしても上がってこないということもあります。また労働時間につきましても、決められた枠内での業務となっておりますので、時間帯を延ばす、ずらすといったことが難しい状況となっております。また長期休暇中の勤務も長時間となり、指導員の幅広い人材確保が難しくなっております。

続きまして、良質なサービスの均質な提供というところでは

が、児童の支援や活動内容の企画・実施に関しては、指導員個人のスキルにどうしても頼りがちな部分がありますので、放課後児童会毎にサービス内容が大きく異なっているというような状況もございます。そういったところにつきましても、できるだけ皆さんに同じようなサービスを提供できるような体制も必要となってくるのではないかとこのところでございます。また、運営の効率化というところですが、労務管理の部分や巡回業務につきまして、年々事務量が増加しているということも今課題として上がってきております。また開会時間の延長ですが、近隣市の状況から本市のみが、18時30分までの開会時間となっており、保護者からも延長という意見も多く頂戴しております。そういったことから延長が望まれております。

他市の状況ということで4番（1）開会時間の延長というところですが、まず全国的な状況ということで令和元年度、令和2年度で数値を挙げさせていただいております。令和2年度につきましては、昨年12月に国の方で新たに発表されたので、今回の資料に間に合うように追加させていただいたところです。まず17時までというところは0.8%ということで、ほぼ数値としてはあがってこないということです。交野市と同様に18時30分までのところは、ほぼ2割程度となっております。19時までのところがほぼ半数になっておりまして、全国的にも半数が19時まで開会という対応をされている状況でございます。先ほど近隣市では交野市のみが18時30分までの開会時間とお伝えしましたが、今まで交野市は比較的遅くまで開会時間を設定しておりましたが、ここ数年で交野市が一番短いという状況に変わりました。実際守口、枚方、寝屋川、大東、門真、四條畷全て開会時間は19時までとなっております。もちろん延長料金を発生させているところがほとんどですので、交野市におきましても、19時までというのはやむを得ない状況になっており、またご要望もいただいているのでそれに応えていかなければならないのかなという状況でございます。

次に（2）民間活力の導入というところですが、大阪府内及び北河内7市における主な実施形態ということでございます。こちらは素案にも載せさせていただいておりますが、吹田、堺、泉佐野、泉南等々ありまして、北河内におきましては守口、

門真、大東が形態は違いますが、民間委託というかたちで民間活力を導入されて運営されている状況です。

他市における民間活力の導入に係る状況ということで6ページ②です。実際の導入の目的のまとめの部分でございます。児童会数の増加に伴い、指導員の確保が困難となってきた状況があり、民間活力の導入により安定的な人材の確保を図ることとしたということや、民間のノウハウを活かした事業運営への転換により、放課後児童会の質の向上を図ることを目的にされて民間活力を導入した、また人材確保を含めた雇用管理や巡回業務等、年々事務量が増加していたことから、事務効率の改善を図ることを目的に導入がなされているところでございます。導入の方法ですが、全児童会一括で民間活力の導入を実施したところや、市内を複数ブロックに分け数年かけて実施されているところ、地域団体への委託を優先しているところなど様々でございます。受託の業者の種別ですが、いわゆる運営委員会方式、保護者会方式といわれるところですが、そういったところに引き続き委託されているところや、社会福祉協議会、社会福祉法人に委託されているところや、株式会社、NPO法人ということで、逆に運営委員会方式でやっておられたところがNPO法人として立ち上げて、委託を受けたという事例も聞いております。導入による効果ですが、委託先の内部で人員の応援を行うなど、指導員の安定的な配置が可能になったということや、ネットワークを活かした専門の講師の派遣等による活動プログラムの充実を図れたとか、同じくネットワークの活用で研修の充実を図れたとか巡回強化というところで、アドバイザーを置くなどして指導員への助言等の体制を充実させたなどということも聞いております。また従前のサービスに加えて新たなサービスの提供ができたとか、業務の効率化により担当職員の時間外勤務の削減等々、いわゆる効率的な運用ができるようになったということなども効果として聞いております。では導入後の課題と対応ですが、お調べさせていただいたところ、現場での問題点が見えにくくなったので、緊急性のあるものは現場から受託者と市に同時に一報が入るようなしくみを作って対応したと聞いております。複数のところに受託をしているようなところは、同様の仕様書であったとしても、受ける側の感覚や認識の違いあって大きな差が生じないように調整等をしたということ

ころでございます。それ以外受託者にもよると思われませんが、現在のところ課題やデメリットとなるような事項は特にないという答えも聞いております。実際の導入にあたってですが、関係者への対応はどのようにされたのかというところですが、校長会や直接学校を訪問し説明したとか、児童会単位で保護者説明会を実施したというようなところ、指導員が継続雇用されるのか心配だということで、継続雇用される旨を丁寧に説明し、学校や保護者の理解を得られたというような状況がありました。また指導員に対し、継続して勤務することが可能であり、市と同等以上の処遇での雇用となる旨を、丁寧に説明し理解を得たというようなところで、丁寧な説明をして理解を得たというような対応をされているということでございます。

そういったところがありまして、実際民間活力の導入に基本方針に基づく検証というところで7ページです。お手元の民間活力導入抽出フローというところを一旦挟ませていただきたいと思います。素案の時にもご説明させていただいたと思いますが、まず民間活力導入の基本方針に沿っていくと、放課後児童会の部分につきましては、民間活力の導入の検討をしていかなければいけない部分になってきます、というところの入り口の部分でございます。まずはどのようなフローチャートだったのかというところで、そのままの部分で書かせていただいております。まず現在市が実施している行政サービスの見直しというのが前提でございます。一番上、サービスは今後も必要なのかというところでございます。NOであれば廃止の検討を進めていくという流れでございます。今回放課後児童会につきましては、保護者の労働等で児童の居場所として必要不可欠だという考えでございますので、今後ももちろんサービスは必要であるということで、YESということになっております。次に市が主体となって担うべきかというところでございます。市が主体となって担うべきでないということであれば、いわゆる民営化を検討していくところでございます。実際民営化というところで近いところでいきますと、あまだのみやの認定子ども園が民営化となったところでございますが、そこに関しましては、いわゆる民間の方が建物を建てる時などの補助金の受入が大きいなどといった財政効果も含めて、民間活力の導入というところでの結論として、民営化が望ましいというところで進められ

た事業でございます。ここに関しましては、実施主体として入会申請等々、また学校の中にあるということも含めまして、施設管理につきましては、市で行うことが望ましいと考えさせていただいたところです。ということでここに関しては、実施主体として市が担うべきということでYESという考えてございます。次に市、自らサービス提供が必要かということでございます。こちらにつきましては、いわゆる民間委託、指定管理者、PFIいわゆる民間活力の導入といわれる部分でございます。こちらについてはわかりやすく言いますと、いきいきランド交野は、指定管理制度を利用した民間活力の導入ということで、施設につきましては、市のもので中身については委託ということになっております。また福祉でいきますと、ファミサポにつきましても、市がやるべき部分を委託というかたちで別の法人に委託されている状況です。また各種相談事業につきましては、委託で別の法人がやっているような状況です。ということで、今回放課後児童会はどうなのかというところですが、サービスについては、全国状況をみても民間でやっているところが多数ありますので、サービスの提供については民間でも可能であるという答えになっておりまして、今回はNOという判断をさせていただきました。ということで民間委託を検討していかなければならないというところでございます。実際ここがYESとなった場合、市直営ということになりますが、市直営となった場合でも継続検討は常に必要になってきます。また、可能な限り、効率化を図りなさいというような流れになっておりますので、市直営であっても財政面を含め、可能な限りの効率化を図っていくことが強く望まれておりますので、現状のサービスの質の低下等につながる可能性も危惧しなければいけないのかなということになっております。

7ページに戻っていただきまして、実際民間活力の導入に関する基本方針の中に、導入するにあたって、事前に検証をなささいということが7点ほどございます。それについてお示しをさせていただいたのが、7ページ以降となっております。まずは(1)法令等による基準、制約などの規定に適合していることを検証しなさい、という流れになっております。こちらの検証結果ですが、民間活力の導入にあたって、児童福祉法第34条の8第1項第2号の規定により国、都道府県及び市町村以外

の者であっても届出により、設置・運営主体になることができるということになっております。実際参考ということで、下に児童福祉法について書かせていただいておりますが、届出によって、放課後児童健全育成事業を行うことができるとなっておりますので、届出は必要ですが、市以外でも実施ができるという規定になっております。こちらにつきましては、市以外でもできるでしょうという法令にも適合しているという結論を出させていただいたところでございます。今回令和2年度12月に国の方で公表された資料も追加させていただいたところです。全国の状況から、また令和2年度というところで公立公営が30%、公立民営が47.9%、民立民営が21.7%というところで、令和元年度から2年度につきましても、民間委託等によって運営されているところが増えている、公立公営につきましては、3%程度減っているというのが全国の状況です。

続きまして8ページでございます。(2)現状と比較して、経費の削減や効率的な執行が図れるかどうかということが検証の必要性としてあげられております。検証結果のところですが、民間活力の導入にあたって、現在の運営状況から、人件費、備品等の修繕費用、怪我等の際の損害保険料が主な必要経費となっております。ということで運営に関する費用につきましては、民間活力を導入したからといって、金額的には大きく減るものではありませんが、労務管理を受託者が行うことで、担当職員を減らすことが見込めるため、一定の経費削減効果が見込めるのではないかなというようにところでございます。減員となった職員につきましては、人員が不足している他の部署への配置転換ということで、市全体としての効率的な人員の配置、また権限委譲等増えておりまして、各部署業務負担増というところもありますので、そちらへの対応も可能になってくるのではないかなと思われま。また、指導員の柔軟な勤務体制、労務管理のIT化や効率的かつ効果的な執行が図れるのではないかなというところでございます。実際に費用面というところで、議会の方からもどうなっているのかということで、ご指摘をいただきましたが、実際民間活力導入に係る費用というところで、例1、例2、市委託料見込額というところで書かせていただいているグラフですが、年間約2億円を想定させていただいております。例1であれば現在の運営費というところが、市の青い部分にな

るのですが、労務管理も今回委託の中に業務として入ってきますので、その部分を上乘せしますと、運営費プラス労務管理費というところで右のオレンジの足した部分のあるグラフが、実際の必要経費相当になってきます。そこにつきましては、例１であればその費用よりも安くなるのではないかと、例２であればそれ以上かかるけれども大きく必要経費は変わるものではないということになっております。ということで、担当職員の削減というところを含めて大きな視点で考えた場合においては、一定の効果が出てくるのではないかとこの流れでございます。②におきまして、勤務体制及び労務管理のＩＴ化というところでありますが、指導員の勤務時間については、現在１３時から１８時３０分までと固定体制になっております。そこについては、複数の時間帯によるシフト体制というところも、指導員からご意見も含めて聞いておりますので、そういった柔軟な働き方や今人員が足りていないところに募集をかける際にも、そういったところで働きやすいという環境も作れるのではないかとこのところでございます。また労務管理等のＩＴ化に伴いまして、日々の業務を効率的にできることで、子ども達と接する時間が増えるような体制が取れるのではないかと考えております。

続きまして、９ページ（３）です。サービスの低下を招かないこと、ここが一番重要な検証ポイントかと思えます。サービスの低下ということにつきまして、今回実施したアンケートの結果からも多種多様なニーズがあるということがよくわかりました。その部分につきましては、現在のサービスに加えてそのようなニーズに、可能な限り応えていきたいという時には、事業者の選定というところにおいて、募集の段階から仕様書等に盛り込む、また評価基準においてニーズを満たせる事業者の評価を高くする等で、サービスの向上が見込めてくるのではないかと、また民間事業者が持つ衛生管理の知識やタブレット端末による児童の入退室がわかるシステムの導入等によりまして、より一層の質の向上も図れるのではないかとこのところでございます。参考としまして、既存事業者や他市の運営状況を確認しましたところ、先ほどのタブレット端末による児童の入退室管理については、安心して子どもを預けられるということで保護者からも好評であるということも聞いております。また、具体的な例としましては、英語遊びやサッカー教室等の専門的なノ

ノウハウを活かした企画の充実が図れたとか、教育のノウハウを活かした学習支援の仕組みの構築ができたとか、保育所からの顔見知りの関係というところで、保育所をやっているところに委託されたというところで、引き続き同じ知った顔で子ども達をみてもらえるというところで、保護者の安心感ということを聞いております。

続きまして、(4) サービスの提供が安定的、継続的に提供されることというところでございます。検証結果というところで、指導員につきましては、人材が毎年不足しており、民間活力導入により人材の確保が期待できるということです。また引継ぎ期間を設けて、現在の運営状況を把握することで、スムーズに移行できる体制ができるのではないかと、また現在勤務している指導員等についても、希望により引き続き移行後も雇用できる事業者を選定することにより安定的・継続的なサービスが提供できるというような考えでございます。参考としまして、会計年度任用職員の任用期間は、単年度という決まりがありますので、長期雇用を担保できない状況となっております。また他の自治体においては、受託業者の中には、系列に保育所や福祉系の人材派遣会社など放課後児童会と関連性の近い他の業種を営んでいるところも多く、人材の確保が期待できるのではないかとこのところでございます。

続きまして、10ページです。(5) 行政の指揮・監督が担保され、行政と受託者の責任分担が明確にされることということで、検証となっております。そちらにつきましては、指揮・監督、また責任分担については、契約時の仕様書等により明確にできるということになります。また、仕様書に規定していない事項については、市が設置主体としての責任がありますので、受託者と協議し対応することとなるため、指揮・監督についても担保できるということになっております。また、運営が委託の場合につきましても、児童福祉法に基づく開始の届出が必要になってきます。この届出を提出していることによりまして、同法第34条の8の3により、報告及び立入調査等の権限を別で有するかたちとなっておりますので、そちらにつきましては、立入りの権限を持ちますので、より一層担保できるのではないかと考えております。参考としまして、素案にも書かせていただきましたが、業務分担いわゆる責任の範囲というところの委

託の範囲ですが、市につきましては、会費の決定及び徴収、施設の管理、児童会の開設・閉鎖その他必要な業務、運営の部分としましては、放課後児童会の運営業務全般と育成活動費の徴収・管理、指導員の採用、労務管理というようなところが委託先の業務として切り分けさせていただいております。

先ほどの児童福祉法の部分でございますが、どこに書かれているかといいますと児童福祉法の①のところですか。市町村長というところで、放課後児童会健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、または当該職員に関係者に対して質問させ、その物件を検査させることができるというような規定になっております。そういった権限を有することによりまして、立入りができますので担保ができるというふうに考えております。

11ページ(6)守秘義務が確保されているかというところですか。こちらにつきましては、他の委託契約と同様に、仕様書や雇用される職員に対する誓約書等により、漏らしてはいけない、個人情報についてもしっかり扱うようにという規定を設けることで可能となっております。参考としましては、本市作成の個人情報取扱特記事項というような規定があります。委託契約の際には、この規定に基づいて取扱うようにと業者への仕様書に盛り込んでおりますので、現状委託先につきましては、それに基づいて契約されておりますので、守秘義務につきましても確保できると考えております。

(7)一連の行為に関して公正・透明性が確保されることということでございます。検証結果としまして、今回の民間活力導入の基本方針を策定するにあたっては、放課後児童会運営委員会や子ども子育て会議等の関係機関に意見を聴取する予定ですので、今回の会議も含めまして意見を聴取していきたいというのが当初の考えです。加えてパブリックコメントにより広く意見を募集することで、公正・透明性が確保できると考えております。また、事業者の選定についても公募型プロポーザル方式による選定を実施することで、公平公正な事業者選定というところにおきまして担保ができる、また移行後も運営状況の公表等、受託者への情報公開について仕様書に盛り込むことで運営についても、透明性の確保ができると考えております。参考としまして、民間活力の導入後も例えば保護者・事業者・市で

意見交換ができる場を設けることでさらに運営状況の確認も可能ではないかと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございました。それでは只今の説明に対しまして、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

委員 よろしく申し上げます。まず当局から説明会の日程について提案があったんですが、先程他市の検証にもありましたように、児童会ごとの説明会を行う予定があるのかということ、来られない保護者に対して、文書の配布予定があるのかというのが1点と、前回お示しになられた6ページの今後のスケジュール予定なんですが、令和3年度のスケジュール案について何もお話が無かったので、そのとおりに令和4年度から民間委託開始の日程になっているのか、パブリックコメントが後にずれましたので、そこがどうなっているのか教えて下さい。

会長 それでは説明会についてと、今後のスケジュールについてです。よろしく申し上げます。

事務局 お答えさせていただきます。まず説明会につきましては、今回コロナということもありまして、各児童会を回っての説明が困難ということで、まずは1日なんですけれども、5回に分けて説明させていただくことになっております。説明会につきましては、今回で終わりということではなく、引き続き行って参りたいと考えているところでございます。

委員 文章は出さないのでしょうか。当日来たいけど、来られない方もおられますので。

事務局 文章というのは説明のことですか。

委員 はい、そうです。

事務局 文章につきましては、まずは直接説明させていただいて、まだ足りない部分については、出せるようであれば検討して参り

たいと考えております。それとスケジュールの方は、現状このように進めているなかで、令和4年の4月ということについては現状そのように考えております。

委員 予定どおりですか。

事務局 予定どおり考えているところでございます。

会長 他ありますでしょうか。

委員 例1、例2、市委託料見込額というところの説明がよくわからなくて、どういう内容なのかを教えてくださいませんか。

会長 8ページの説明ですね。よくわからない部分があるということなのでお願いします。

事務局 説明が不足して申し訳ございません。右側の市委託料見込額というところでございますが、まず青色部分につきましては、いわゆる児童会を運営するにあたって、必要な経費を市として積み上げた部分で、市の部分の青色でございます。オレンジ色の部分というのが労務管理等の部分、いわゆる今回委託先をお願いしようと考えている部分で、職員が対応する部分の経費につきましては、オレンジ色で示させていただいて、その合計部分が委託料とイコールになると思っていただければと思います。ですので、今回例1、例2というふうに挙げさせていただいておりますが、簡単に言いますと、こういうかたちで見積もりをいただいております。そこが2億円程度で、片方が高く、もう片方が少し安くなっておりますけれども、労務管理等の職員の業務も含めて、委託料というかたちで見込んでおりますので、実際市としてそこまでの経費を含んだかたちで金額をはじき出したという内容でございます。

会長 よろしいですか。

委員 業者A、業者Bということですか。

事務局 簡単にいきますと、そういうかたちで考えていただいても結構です。

委員 それで安い方を探るということですか。

事務局 お答えさせていただきます。契約の方法につきましては、プロポーザルというかたちで考えておりますので、入札であれば安い方というふうになるかと思いますが、業務の性格上、安ければ良いというものではなかろうかと思っております。そのへんは色々な内容が入ってくるかと思っておりますので、プロポーザルというかたちになると思います。

委員 市で積算した見込額があって、これが主に人件費ということであれば、業者さんがやってもあまり変わらないと思うんですよ。当然ながら、労務管理費が10%なり15%なり加算されてくるので、実際にこれはトリッキーな表ではないかと思うんです。それともう1つ、労務もなんですけども、市が直営であれば効率化が図られて、今後予算削減があるという前提がよくわからなくて、それでは民間委託した時に、委託料を下げていく可能性がないか、あるいは市が負担する施設が老朽化した時に予算を削減する可能性がないか、そういう事を考えますと何かちょっと本当かなという不信感を感じます。それに関してはどうでしょうか。

会長 いかがでしょうか。

事務局 はい、お答えします。まず労務管理費というのは当然のってくると思います。今回交野市が考えておりますのは、公設民営というかたちですので、施設の維持管理は引き続き交野市の方でさせていただくかたちになります。そういうかたちですので、業務全般が民間委託というふうになるのかなと考えております。経費につきましては、民間企業のサービスを落とさずにそのあたりを継続して行っていただくというかたちで、うちの方は考えているところです。

会長 いかがですか。

委員 市が直営でやったらサービスが低下する、予算も減らされる、民間なら大丈夫というフローになっているので、これは事実と異なると思います。だから民間委託で費用が余るというのが別にだめだということはないと思うんです。市はコストダウンのことばかり言われていますけれど、内容が充実するのであれば別にコストが上がっても良いと思います。ここでは市がやっているコストが上がる、民間だと大丈夫で中身が良くなるという非常にトリッキーな資料ですので、このへんに関しては省くべきだと思います。それと例1、例2の事業者さんが出されている予備的な提案でも労務管理が何%入っているかということを明示しないといけないと思います。現実的には金額が少ないところが要するに中身が低下しているわけですので、人件費を減らすなど何かを減らさないと金額を減らせないわけです。ここで赤になっているところですが、民間企業さんが出している労務管理費もここに一本線を引いて、比較対象がはっきり分かるようなことを資料として出すべきではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

事務局 はい。ありがとうございます。委員の意見を参考に検討したいと思います。

会長 よろしいでしょうか。他ありますでしょうか。色々な方に発言していただきたいのですが。

委員 現場の方で直接指導員と接する機会があるんですけども、特に今年は4月から休校ということで始まりましたのが、保護者の方からのアンケートにもたくさんありましたように、指導員の方には本当に一生懸命やっていただいたなというのを肌で感じました。普段たくさんの時間を共有することはないんですけども、4月5月に一緒に子ども達をみさせていただいたりすることがあったので、今回良い意味で色々なことを知ることができた機会だなと思っております。色々なご提案の中で、前回保護者の方からご質問があったように、指導員さんが変わるのかという話がありました。本来は説明の時に一番に今の指導員さん達には継続していただきますのでご安心下さいと言った説明があっても良かったのではないかとと思うので、逆に保護者

の方から質問していただいたと思うんですけども、そこについては学校としても安心していきます。直接的には、子ども達を預かっている指導員さん達と接するとかご相談をすることが多いんですけども、緊急時は市の方と直接関わりを持っていただいて、ご相談したりするんですけども、これからトラブルであったりとか、ケガをするといったケースの時に、学校側が市に相談する事項であったりとか、あるいは委託業者さんに直接言ことになるのかとか、あるいは他の市の現状として、今までは市の方と直接のやりとりで整理しやすかったんですが、業者さんが入ることで、デメリットやトラブルといったケースがないのかなとか、そのへんのことを聞かせていただけたらありがたいと思っています。全般的に反対という意見ではないんですけど、まだ見えないところもありますので、学校側としては例としてこのようなメリットがあったであるとか、逆にこんなトラブルもあったなどと言ったことがもしあれば、教えていただけたらと思います。

会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

事務局 お答えさせていただきます。交野市には今13児童会ございます。1児童会を除いて12児童会は学校敷地内にございます。学校との協力関係は大変重要かと思っています。今現在も事あるごとに学校と調整し、指導員さんも学校と調整し、児童会の運営に努めています。我々が他市に聞いたところでは、大きな課題は無いとのことですが、細かな課題は少なからずあるのかなと思っております。そのあたりは、今後聞き取りしていきながら課題解決に努めていきたいと思っているところです。

会長 他どうでしょうか。

委員 今の回答ですが、今後聞き取りをしていくという話なんですけれども、保護者の立場からすると、今までは児童会での色々な事を育成課に相談してきたことを、今後はどこに相談すれば良いのか、どういう連絡方法で事を解決したら良いのかという方向性を教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

事務局

生涯学習推進部の本多です。まずは事業者になるのではないかと思います。もちろん事業者に相談しても解決できない大きな問題であれば、市の方にも相談ということもあると思います。

今もし民間委託になって、何か起こった場合、指導員さんはたぶん会社の方に連絡すると思います。そうするとたぶん会社の方から市の方にも連絡が入るだろうし、内容によっては学校の方にも連絡が入るかたちで、そういったところでは連絡が少し遅れるということで、今よりも段階を踏むかたちにはなるのかなとは思っております。だから、まずは少なくとも指導員さんは民間業者の方への連絡ということになるのかなと思っております。

委員

ありがとうございます。他市であった話なんですが、説明会の時に今と同じような答えをいただいて、民間会社に連絡しました。会社の方は、そういうことはうちでは答えられないので役所に聞いてほしいという答えであって、役所に聞いてもそこは業者にお任せですという話で、保護者からすると誰に電話したら解決してもらえるのかわからないと言った話を多数聞いておりますので、問題が起きたらここが最初に受け付けて、内部で業者と市が打ち合わせをして回答は市が出しますよと言ったように、受付と答えを出すところを決めてほしいです。業者と市とで責任のたらい回しになると言ったことを聞いておりますが、そのへんはいかがでしょうか。

事務局

責任の所在というところになってくると思います。受託者が決まった時点で協議に入っていくと思いますので、委員が言っているご質問を参考に、検討して参りたいと考えております。

事務局

ちょっと補足させていただきます。先程お答えさせていただいたように仕組みとしては、市が受託者とやりとりをするということで、何か事案があった時には、受託者に相談していただくという流れになると思いますが、今までのように市に連絡が入った場合でも、当然受託者との調整はさせていただきたいと思っております。やっぱり●●委員さんが心配なさっているのは、市と受託者との関係だと思うんです。そこが先程例に出し

ておっしゃったケースのように、うちは受託者に任せているから、受託者の方は市の方に言って下さいというようでは問題が起きた時に、解決するのが今と比べて時間が掛かるということがありますので、日頃から市と受託者との関係をしっかり作っていくことが一番大事だと思っております。今委託ではないんですけれども、例えば施設に関して、いきいきランドであったり、星の里いわふねであったりは、指定管理者に運営を任せていますが、何かいきいきランドで事故があったりした時は、相談も報告も入りますし、うちの方もミズノや星の里でしたら、常に連絡も取り合っている状況です。そういうところは、例に出していただいた事例のようにはならないように、役割分担ではなくて、常に関係を作って、情報共有する仕組みをしっかりと作ってクリアできるのではないかと考えております。

会長 よろしいでしょうか。

委員 竹田部長ありがとうございます。今の話はすごくよく分かりました。良い関係を作ると言う話は分かるんですけれども、10ページ一番上の検証結果のところ、報告及び立入調査等の権限を有することとなるため、より一層担保されると書かれてあるじゃないですか。ということはやはり、管理責任者として市がいるということがここで書かれていると思うんです。そうならば何か問題があった時に、直接業者ではなくて責任者である市の担当課に連絡して、担当課から会社へと言うように、もちろん会社と良い関係が築けていれば、担当課に連絡したら話がすぐつながると思うんですが、先に言った第一報の連絡先として市に連絡して下さい、いついつまでに市から連絡しますといった責任者としての方向性を示してほしいんですが、そのへんはできないでしょうか。

事務局 流れとしては受託者が受けるものと考えております。ただケースバイケースだと思います。例えば人権に関わる問題やその他非常に大きな案件が発生した場合には、市の方にもご相談いただいて、市から事業者を確認をとってということは当然あります。そのあたりの仕組みについては、先程課長も申しあげましたように、他市の協定の結び方、それから協定に加えて細か

いところまで結ぶ特別協定と言う手法等でも、各市契約されています。そのあたりしっかり運営できるような結び方、漏れが無いようにしっかりカバーできるような先進市の事例も確認して、まずは仕様書を作っていくことになりますので、しっかり担保していきたいと考えております。よろしくお願いします。

会長 よろしいでしょうか。

委員 まず確認させていただきたいのですが、保護者会ができて今年で45年目になります。今まで交野市の教育委員会と保護者会とが信頼関係を築いて、協力して運営してきたと思っておりますが、そのような認識のままでいても構わないのかということの確認ですね。今まで保護者が毎年要望を出してきたりして、それに充分答えて来て下さっていて、そういった信頼関係があって、今までやってきたことが保護者からの指導員さんや市への感謝であったり評価に繋がってきて、今保護者が安心して子どもを預けることができるというのは、その成果の一つだと認識しています。これからもそのような認識でいても構わないのかということが一つ確認したいことなんです。

会長 いかがでしょうか。今までの信頼関係についてですが。

事務局 従来の信頼関係については、基本的なところでは変わらないと思います。市の事業であります。ただ先程●●委員のお話の中でもありましたが、基本的なお願い事や要望に関しては、まずは民間の方に行くことになると思いますが、放課後児童会の主体は市ということになるので、そういったところでの関係性は変わらないと考えております。

委員 今回説明会を要望したのは保護者側でもありますし、13日に開催していただけるということなので保護者は安心してありますし、感謝もしています。ただ保護者としては、まだ誰も説明を受けていない段階ですよ。9ページ3番目のサービスの低下を招かないというところにも、アンケート結果からも多種多様なニーズがあることがわかって、そのニーズに応えることが見込めると書いてあるんですけれども、民営化しますよと言う

説明も無いまま取られたアンケートから、ニーズという捉え方をされているところにすごく不安を感じますので、そういう民営化前提での意見の調整や、意見交換を希望しているんですけども、そういう機会は作っていただけるのでしょうか。

事務局 はい、お答えします。保護者への説明であるとか、お話の場は、引き続き丁寧に進めていきたいと考えております。

委員 例えば、保護者から不安や疑問点が説明会を聞いた後で改めて出てくることがあると思うんです。それで説明会が13日だけだったら、保護者に十分に周知もできないまま、パブリックコメントに進んでしまって、保護者としては意見が十分に聴取されないままに進んでいくのではという不安があります。説明会を充分にしてから、パブリックコメントや計画を進めていくということにはならないのでしょうか。

会長 どうでしょうか。

事務局 この説明会につきましても、もちろん13日だけで終わるつもりはありません。要望などもあれば、もちろんそれに対応できるようにであれば増やしていきます。説明会については、既にも前回の運営委員会を行ったことによって、幾人かの保護者さん達の方にこの話がいつているということもありましたので、まずは説明の場を持とうということで、13日に設定をさせていただきました。ただこれが最初で最後ということではありません。今児童会に入っている人も、これから児童会に入ってくる人もいますので、そうした方々にも説明していきたいと考えておりますので、今後何度も何度も説明会を続けていきたいと考えております。

委員 説明はすごくありがたいんです。民営化そのものがだめだとは誰も思っていないくて、現在の質を担保したまま、発展的に進んでいくことは保護者も望んでいることなんです。ただ保護者の思いであったりとか心配事であったりとかを仕様書に盛り込むとか、企業選定の際に保護者の意見を活かすということになった時には、この計画のままだと反映されないのではないかと

思うんですけど。

事務局 お答えさせていただきます。今現状保護者説明会は行っていないところで、おそらく保護者さん達のご意見の中には、不安に思われていることやご心配事などたくさんあると思います。そのなかには、子ども達のこと、指導員のこと、どのような法人、契約になるのかなど、様々なことがあるかと思しますので、説明会を通じて色々な意見を聞きたいと考えております。

会長 説明会をこれからやられるんですけども、その中でまた色々な意見が出るので、それに応じて説明会を増やし、それに合わせてまた考えていくということなんですけれども。

事務局 今会長も言って下さったんですけども、可能な限り意見交換の場をセッティングしますし、要望についてもこちらで精査しまして、盛り込めるものは、仕様書に盛り込んでいきたいと考えております。

委員 保護者の要望が全て正しいということではないし、必要なことと必要でないことを、行政として判断するのは当然だと思っています。ただこの計画が12月23日に言われた時よりもすごくタイトになっていますよね。1か月ずれましたから。1月12日に竹田部長さんがうちに電話して下さった時には、保護者説明を尽くす、素案に盛り込む、それからパブリックコメントにかけるとおっしゃって下さったんです。その言葉を信じてましたし、安心していたんですけども、その結果今おっしゃっていることは、計画は計画で進んでいく、保護者説明会はそれと同時に進んでいくということなんですけれども、それでは、いつ保護者の意見が反映されるとお考えなのでしょうか。

会長 いかがでしょうか。

事務局 スケジュール的なご心配が大きいということでとらせていただきました。最初にご挨拶させていただいた中でも、議会からの要望であったり申し入れであったりも聞いておりまして、詳細は後ほどということでお伝えしておりましたが、全てのご意

見をいただいた後で、一定少しお時間を頂いてスケジュールについても我々の考えをお伝えさせていただきたいと考えております。すみません。

委員 スケジュールについては、またここで説明を聞いて、ここで協議するのですか。

事務局 はい。そういうかたちでお願いしたいと思っております。

会長 他ありませんでしょうか。

委員 先程から色々な意見が出ているんですけども、大体みんな同じような意見だと思うんですよ。私の友達に指導員がいるんです。この方に聞いたんですが、民営化に反対とか賛成ではなくて、民営化によって連絡が遅くなる、一番恐れるのは子ども達ケガをした時に、最初に委託業者に連絡した時に、適切な判断ができるのか、できないとなると、次市に連絡となると、1の場合が2、3になるので、そのような連絡の流れをきっちり文書化して欲しいとのことなんです。先程からも例のスケジュールも含めた説明会の話が出ていますが、これも単純な説明だけではなくて、数を増やして少なくとも半数以上の方が納得するような説明会を開いていただいて、一番困るは保護者なので、保護者達の意見を率直に聞いて、再度事務局の方でスケジュールを含めて検討していただけるとありがたいなと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。他に無ければ一旦終わらせていただいても大丈夫でしょうか。先程部長の方からも、ありましたように説明の方よろしくをお願いします。

事務局 すみません。少しお時間を頂きたいと思います。今頂いた色々なご意見は、また資料にも反映させていただきたいと思いますし、今後の保護者の皆さんへの説明であったり、議会への説明にも含めて十分に反映させていただきたいと思っております。先程も申し上げましたが、議会からの申し出や、要望書などは、少し概要を改めて説明をさせていただいて、また今後のスケジ

ルールにつきましても、皆さんの意見をいただきたいなと思っております。まず複数の議員さんから申し出や要望書というかたちで出ておりますが、簡単に説明をさせていただきます。まず教育長への申し入れがありました。令和4年度の民間委託、そして3月のパブリックコメントの予定を撤回して、十分な議論のもとで民間委託の是非について検証と検討を求めると言うものがございました。それから別の複数の議員さんから市長、教育長への要望書の提出がございました。主な内容ですが、まず保護者の声を聞く場を設けることや、検討する場を設けること、それからパブリックコメントをいきなり実施するのではなく、附属機関である子ども子育て会議の活用を求めると言うものもございました。附属機関というのが役所の言葉になるんですが、市の条例によって設置されている機関でございまして、子ども子育て会議と言うのが、子ども子育て支援に関する事項を審議いただく会議でございます。子ども子育て支援事業計画というのが市で策定されています。この中には、法律で子ども子育て支援事業を行いなさいということが定められているんですが、13項目の一つに放課後児童会の事業も含まれております。この計画の中でも、入会児童の数であったり今後の見込みであったりが謳われておりますので、この子育て支援事業計画に基づいて、子ども子育て会議、当初ご意見を頂くということでは考えておりまして、それについてはご報告させていただいたところですが、まずは子ども子育て会議にかけるべきだという意見も頂いております。それから保護者への正確な情報提供、丁寧な説明を行いスケジュールについては、可能な限り当初の予定どおりスムーズに進めるべきという内容、それから特に要望の多い開会時間の延長については、民間への業務委託を待たずに実施すべきと言うところの要望も頂いております。本日色々意見を頂きました。それから前回のこの会議、それから議会の全員協議会が終わった後にも、保護者の皆さんから、また議員さんからも色々なご意見を頂きました。前回示しました素案については、今後修正をかけていくんですが、まず修正した実施方針の素案については、先に子ども子育て会議でご意見を頂いて、その後でパブリックコメントを実施するという方向も検討したいと考えております。当初委員の皆様、それから議会の方にもお示ししたスケジュールとはまた違って来るんですけ

れども、そのあたりについてはお時間を頂いてご意見を頂けたらと思っております。よろしくお願いします。

会長 今の竹田部長からの話についてご質問、ご意見等ありましたら。

委員 まず、説明会の日程なんですけれども、今緊急事態宣言下でするので、それ以降の説明会をきちっととっていただきたいと思うのが1点と、あと2点目は子ども子育て会議に先に示されるのはおかしいと思います。先にこちらの方の運営委員会にきちり示していただいて、両方に提案するのは別に構いませんけれど、どうしてそちらを通してパブコメなのかというところがすごく疑問に思います。子ども子育て会議に、子どもを学童に通わせている保護者の代表だとかがおられるんですか。もしおられないのであれば両方の会議にかけて、意見を吸い上げられた上で、パブリックコメントを実施されるべきだと思います。それで先程日程の件で変更はないとおっしゃっていましたが、4月に素案策定と言うことで、6ページに書いてあったと思うんですけれども、それについては丁寧な保護者説明会と両方の会議を大事にさせていただくという意味で、すれこんで行くという可能性があるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうふうなので意見を出したいと思っております。

会長 今の意見についてどうでしょうか。

事務局 説明会ですけれども、次の会は緊急事態宣言下で工夫を凝らして行うんですけれども、もちろん緊急事態宣言が解除された後も、続けてさせていただきたいと思います。子ども子育て会議の方に諮ると言うところなんですけれども、もちろん運営委員会の方にも諮っていきます。ただ子ども子育て会議につきましては、附属機関でありまして、そこで放課後児童会について諮問、答申というものが受けられることになっております。そう言ったことから、運営委員会をやりながら子ども子育て会議にもかけさせていただくという意味でございます。それと令和4年4月というところなんですけれども、スケジュール的に令和4年4月をめざしておりますけれども、このスケジュールにこだわ

ってということではありません。遅れることも想定しております。

会長 今の意見についていかがでしょうか。他にありますでしょうか。

委員 今子ども子育て会議で諮問、答申するというお話でしたが、諮問、答申とはどういうことですか。このことについて会議として答申をもらうということですか。

事務局 すみません。今そういうかたちで考えておりまして、皆さんにご意見を頂いているということなので、諮問させてもらって向こうから意見を頂くというかたちをとらせていただきたいと思っております。

委員 子ども子育て会議のメンバーに、保護者は一人も入っておりませんし、交野市の私立保育園の先生もメンバーが入っていると認識しているんですけども、民営化を考えていくにあたって、保護者の意見が全く反映されず、もしかしたら受託者になり得る方が答申を作ることに、すごく違和感があります。放課後児童会運営委員会もありますし、子ども子育て会議だけで答申をもらうということではないですよ。ここで諮問されて答申をもらうというかたちでも良いですよ。

事務局 一応諮問、答申できるのは附属機関と言うかたちにはなっていると思うんです。正式なかたちをとるのなら、諮問、答申できるのは子ども子育て会議になるというところなんですけれども、ただ運営委員会を疎かにするという意味ではないので、そこは勘違いしてほしくないんです。

委員 子ども子育て会議で、例えば運営委員会のメンバーを数名入れて審議会を作りましょうという話になれば、また当事者の意見も反映される可能性があると思うんですが、放課後児童会ことは今後大きく関わることで、充分審議されるべきことだと思っておりますので、そこに受託者になり得る方が入っているということと、当事者がいないということにすごく違和感があ

ります。

事務局

おっしゃっていることについては、すごく理解させていただいております。ただ会議に、児童会に通われている保護者の代表に新たに入っていただくのは難しいと思っております。ただこの会議の後は、子ども子育て会議に任せるという認識ではありません。継続してご意見を頂きながら、それから保護者の皆さんにも十分に説明をさせていただき、また意見交換をさせていただきながら最終的には、子ども子育てに関する事業を進めていくにあたり、こういった附属機関がありますので、ご意見を頂きながら進めていきたいと考えております。あともう一つ、●●委員さんが心配しておられる、子ども子育て会議のメンバーに、認定子ども園なりの委員さんが入っているということですが、そこについては園の方ではなく、委員としてのご意見を頂けると思っております。あとメンバーについては、市民代表の方もおられますし、子育て団体の代表の方もおられますので附属機関として特に偏った答申になるとは考えておりません。よろしいでしょうか。

委員

では具体的にはいつ計画されていますか。

事務局

スケジュールですか。

委員

子ども子育て会議のです。

事務局

今ご意見を頂いて、それから教育委員会の中で、教育長にも相談させていただいて教育委員会としてのスケジュールを決めていきたいと考えております。今日はこういうかたちでまずは子ども子育て会議に諮問させていただいて、ご意見を頂いた後でパブリックコメントにかけていく、当然その前には子ども子育て会議は一回だけではありません。複数回開会していただくと思います。当初予定していたスケジュールですね、まずパブリックコメントをさせていただいて、その結果をまた子ども子育て会議で報告して正案としていくというスケジュールをまずは議会からのご意見も踏まえて、子ども子育て会議にまずは諮問して、一定答申を頂いた上で、パブリックコメントにかけて

いくという順番はいかがですかというのが、今私がお示ししたお話ですので、もうこれでいきますのでよろしくお願いしますということではないです。ですので今●●委員からもご意見を頂きましたし、●●委員からも頂いたご意見を踏まえて、教育委員会の中で教育長も含めて検討したいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

会長 よろしいですか。他ありますでしょうか。●●委員どうぞ。

委員 今説明があった、子ども子育て会議に保護者の代表が入るのは難しいということだったんですけれども、何か保護者が選ばれない理由というのがあるのでしょうか。

委員 子ども子育て会議の事務局の川村といいます。竹田部長の方から説明があったと思うんですが、子ども子育て計画というものを作っております。現在第2期の子ども子育て計画になっているんですけれども、令和2年度から令和6年度の5年間の計画で、子育てに特に重要な特定項目の13項目があるんですけれども、その中に放課後児童会のことも、計画の中には当然入っているんですけれども、市の子育て施策を推進していく計画として、第2期の計画を全般的な子育ての充実といったところで策定しております。今回こういった大きな事案なので、当然子育ての施策に携わる部署として事務局をしているので、もし諮問するとなると、審議会といったところで、固い話ですが法で設置されている審議会といったところで、市長への諮問というかたちになります。当然市長への諮問となりますと、答申といったかたちの審議会の考え方が出てくるんです。その審議会もありますけれども、この運営協議会というところも、もう数十年放課後児童会の運営について様々なことを検討されている協議会でもありますので、当然その意見はすごく重要なところだと思っております。ですから、まだ諮問の方は事務局にはきていないんですけれども、今そういった考え方が示されている中で、当然保護者の意見はどうなっているのかなと言うように、不安になるのも重々わかるところです。ただその審議会の構成メンバーは、市の条例に定められている方々なんです。当然子育て団体もありますし、民間・公立園の関係者もおられますし、

市民公募といったところで、子育てに非常に高い意識をお持ちの方で委員になられている方もおられますし、民間の幼稚園、認定子ども園の保護者代表の方もおられますが、ここの放課後児童会運営委員会の方が委員になられていることはないんです。ただそこに参加できないかという、条例で定められた定数もありますので、難しいところがあると思っておりますので、今教育委員会の方もこの話を持ち帰って、今後相談されると思うんですけども、当然この協議意見を子ども子育て会議の方が何もわからないままに審議するということはまずありません。当然この協議会の考え方や不安というものが示された中で審議というものは非常に重要になると思いますので、そのへんは教育委員会と事務局の方も相談しないといけないなと思いながら聞いておりましたので、当然協議会の考え方を示しながら審議会にかけるというかたちになるのかなというイメージを今持っておりますので、また教育委員会の方とも話をしたいなと考えております。

会長

はい、他にありませんか。時間もきておりますので、私の方からですがこの運営委員会、子育て会議、説明会もありますので、それらの色々な意見を吸い上げていただいて、考えていただきたいというのが会長の私からのお願いです。是非よろしくお願いします。他無ければよろしいでしょうか。これで案件1を終わらせていただいて、案件2のその他ですが、何かございますか。

事務局

すみません。2月13日の保護者説明会について説明をさせていただきます。来週の2月13日の土曜日ですが、市役所向かいの別館3階の中会議室で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5回に分けて行います。概ね1回あたり1時間を想定しております。説明30分に質疑応答の時間30分を予定しております。申込みにつきましては、今日の正午よりメール及びFAXで受付を開始します。また参加決定につきましては、先着順とさせていただきます。なお2月13日の説明会につきましては、2月4日の木曜日にマチコミメール、ホームページ、また各児童会にポスター掲示をしまして、児童会の保護者の皆様にはご案内させていただいております。また先ほど部長、次

長が言いましたように、今後もこのような説明会は、児童会の入会児童の保護者、また今後入ってこられる児童の保護者に対しましても、説明会を予定しておりますので、その都度ご案内させていただくことになっております。以上でございます。

会長

何かご質問、ご意見ありますでしょうか。無ければ先ほど●●委員が言われたように、このような説明会に参加できない方々への説明についても考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で令和2年度第3回交野市放課後児童会運営委員会を終了します。委員の皆様方には、議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。それでは終わります。ありがとうございました。